

平成30年9月
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第119号の概要 (作物統計調査の変更)

1 作物統計調査の概要（現行）

調査の目的

耕地及び作物の生産に関する実態^(注)を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

(注)本調査の調査事項は、耕地面積、水陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源作物、茶、果樹(15品目)、野菜(41品目)、花き等

調査の概要

調査の沿革

- 昭和22年から調査を開始以降、毎年調査を実施。その後、累次の改正を行い、最近では平成29年から、そば・なたねを調査対象作物に追加したほか、一部作物の作付面積調査及び収穫量調査の全国調査（全ての都道府県を対象とする調査）の実施周期を変更

調査範囲

- ①面積調査
 - (ア)耕地面積調査…全国の区域
 - (イ)作付面積調査…作物によって全国の区域又は主産県^(注)の区域
 - ②作況調査
 - (ア)作柄概況調査…全国の区域
 - (イ)予想収穫量調査…全国の区域
 - (ウ)収穫量調査…作物によって全国の区域又は主産県^(注)の区域
 - ③被害調査
 - (ア)被害応急調査…作物について重大な被害が発生したと認められる区域
 - (イ)共済減収調査…農作物、畑作物又は果樹共済事業を実施する都道府県のうち、当該作物ごとに定める区域
- (注)主産県とは、調査対象品目ごとの作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県

調査票及び調査事項

- ①面積調査
 - (ア)耕地面積調査…田畑別面積、田畑別拡張及びかい廃面積
 - (イ)作付面積調査…作物の種類別作付面積
- ②作況調査
 - (ア)作柄概況調査…水稻の時期別の作柄概況
 - (イ)予想収穫量調査…水稻の予想収穫量
 - (ウ)収穫量調査…作物の種類別収穫量
- ③被害調査
 - (ア)被害応急調査…被害を受けた作物の災害種類別作付面積及び被害量
 - (イ)共済減収調査…作物の種類別共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積

調査組織

- 農林水産省－地方農政局等－報告者
※調査方法 ⇒ 職員、調査員、郵送、オンライン

調査期日及び公表時期

- ①面積調査
 - 調査期日…耕地面積調査及び水稻の作付面積調査 ⇒ 7月15日 水稻以外の作付面積調査 ⇒ 主として当該作物の収穫期
 - 公表時期…耕地面積調査 ⇒ 10月下旬 水稻の作付面積調査 ⇒ 9月下旬等 水稻以外の作付面積調査 ⇒ 当該作物の調査のおおむね2か月後
- ②作況調査
 - 調査期日…作柄概況調査（水稻） ⇒ 7月15日、8月15日及び統計部長が定めるもみ数確定期 予想収穫量調査（水稻） ⇒ 10月15日
 - 収穫量調査 ⇒ 当該作物の収穫期
 - 公表時期…作柄概況調査（水稻） ⇒ 7月下旬、8月下旬及び9月下旬 予想収穫量調査（水稻） ⇒ 10月下旬
 - 収穫量調査 ⇒ 当該作物の調査のおおむね2か月後
- ③被害調査
 - 調査期日…被害応急調査 ⇒ 作物について重大な被害が発生したと認められるとき 共済減収調査 ⇒ 当該作物の収穫期
 - 公表時期…被害応急調査 ⇒ 原則四半期及び天災融資法発動の際 共済減収調査 ⇒ 調査実施後3か月以内

(参考 1) 作物統計調査の体系

作物統計調査 (基幹統計調査)

(調査の対象及び方法)

(主な調査事項)

面積調査

耕地面積調査

耕地

全ての耕地に対する職員又は調査員による対地標本実測調査

田畑別耕地面積、水稻作付面積

作付面積調査

水稻

関係団体(JA等)に対する往復郵送調査及び巡回・見積り

作物別作付面積
(畑作物、果樹、野菜、花き等)

水稻以外

作況調査

作柄概況調査

水稻

水稻の作付けされたほ場に対する職員又は調査員による実測調査

水稻の10a当たり収量、収穫量

予想収穫量調査

収穫量調査

水稻以外

関係団体(JA等)及び農林業経営体に対する往復郵送調査

10a当たり収量、収穫量、出荷量

[水稻以外の作物]
陸稻、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、果樹、野菜、花き

茶

荒茶工場に対する往復郵送調査

摘採面積、生葉収穫量、荒茶生産量

[甘味資源作物]
てんさい、さとうきび

甘味資源作物

精糖工場に対する往復郵送調査

10a当たり収量、収穫量

被害調査

被害応急調査

重大な被害が発生した土地に栽培された農作物に対する職員による巡回・見積り

被害面積、被害量、被害金額

共済減収調査

作物ごとの減収標本筆に対する職員又は調査員による実測調査

減収量、減収面積
(水稻、畑作物、果樹)

(参考2) 共済減収調査の概要

- ◆ 調査目的 国において農業共済組合連合会より報告された当初評価高（損害の額）を審査・認定するための基礎資料として活用
- ◆ 調査範囲 農業共済制度において現地調査による損害評価を行う引受方式（一筆方式、樹園地単位方式、半相殺方式、全相殺方式^(注)）のうち、共済金額及び引受戸数が一定規模以上の作物及び都道府県について、当該引受のあった共済加入筆（標本筆）を対象に実施
(注) 全相殺方式は、現地調査によらず、出荷資料により損害評価を行う方法としているが、それが困難な場合には、現地調査による損害評価を行うこととしているため、ばれいしょの全相殺方式も調査対象としている。
- ◆ 調査事項 作物の種類別の共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積
- ◆ 調査方法 地方農政局職員又は調査員による実測調査

農業共済制度の方式

引受方式	支払基準	補償単位	損害評価方法
一筆方式 樹園地単位方式	収穫量減少	ほ場	現地調査
半相殺方式	収穫量減少	農業者	現地調査
全相殺方式	収穫量減少	農業者	出荷資料
災害収入共済方式	収穫量減少 かつ 生産金額減少	農業者	出荷資料

2 作物統計の主な利活用状況

- 食料・農業・農村基本計画における主要作物に関する生産努力目標の策定及び達成状況の検証の基礎資料
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）に基づき、水田・畑作経営所得安定対策の収入減少影響緩和対策額の算定
- 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済制度により国が補填する損害の額の認定の際の検証
- 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）の規定に基づき、主要野菜の集団産地の指定、区域の変更及び解除を行う際の審査

3 調査計画の変更（1） – 共済減収調査の中止 –

■ 加入メリットが高い収入保険制度及び農業共済制度の引受方式の創設

- 平成31年1月から、農産物全般を対象とした収入減少を補填する新たな仕組みである「**収入保険制度**」(注1)を創設
- 農業共済制度の新たな引受方式として、平成31年産から新たに「**地域インデックス方式**」(注2)を創設（一方、一筆方式及び樹園地単位方式は、平成33年産をもって廃止）
- この新たな制度及び引受方式は、出荷資料や青色申告等の関係書類などに基づいて減収額あるいは減収量を審査することにより、低い掛金でより高い補償を行うもの
- 今後、これら新たな制度及び引受方式への加入移行が進み、本調査結果を利用する引受方式の加入者は減少していくものと想定

(注1) 収入保険制度

従来の農業共済制度は、自然災害による収量減少を補償対象とし、価格低下等は対象外であったこと、対象品目が限定的で農業経営全体をカバーするものではなかったこと等から、品目の枠にとらわれず、農業経営者の収入全体を見て総合的に対応する「収入保険制度」を創設（農業共済と収入保険のどちらかのみ選択加入が可能）

(注2) 地域インデックス方式

農業者ごとに、地域の過去5年間の統計単収の中庸3か年平均を用いて基準収穫量を設定し、当年の統計単収が基準収穫量の補償割合を下回った場合に共済金を支払い

■ 国における損害額の審査方法の変更

- 共済減収調査の中止後は、本調査の収穫量調査のほか、各地域におけるJA等の出荷団体のデータ、気象データ、生育ステージ、都道府県（試験場）等の資料を代替情報として審査に活用予定。

3 調査計画の変更（2） –その他の変更–

- 調査内容に即して、調査票の名称に「作付面積調査」の表記を追加【畑作物収穫量調査調査票（てんさい用・さとうきび用）及び野菜収穫量調査調査票（春植えばれいしょ用）】
- 利用者ニーズ等を踏まえ、作付面積調査（麦類）の北海道分の結果公表時期を1か月前倒しし、他の都府県に係る結果と同様、調査実施年の9月下旬に公表するよう変更
- 集計事務の効率化等のため、調査対象品目に対応する品目コード欄（プレプリント）を追加【野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）指定産地（市町村）用、野菜収穫量調査調査票（経営体用）及び花き出荷量調査調査票（経営体用）】

4 前回答申時の課題への対応状況

- ◆ 「諮問第93号の答申 作物統計調査の変更について」（平成28年11月18日付け統計委第8号）において指摘された「今後の課題」への対応については、以下のとおり

今後の課題

主産県調査実施年における全国値の推定方法の検証・検討

作付面積調査及び収穫量調査に係る全国調査について、全国調査実施年以外は主産県調査における主産県の増減率を非主産県に当てはめて全国値を推定し、公表することとしているが、シミュレーションを実施した結果、一部の品目において推定値が公表値を上回るといった傾向が判明。

このため、推定値の精度をより一層高める観点から、主産県調査実施年における全国値の推定方法について検証・検討することが必要



対応状況：指摘を踏まえ検討予定

平成28年産調査における野菜及び花きの各品目の非主産県に係る作付面積及び収穫量（全国値）について、現行の推計方法（主産県の増減率）による推定値と追加的な検証方法（非主産県の増減率）による推定値をそれぞれ比較したところ、各品目で概ね±3%以内となり、大きな差異は生じていないことを確認

引き続き、その他の作物についても同様に検証を進め、より精度の高い推計方法を検討

5 想定される確認のポイント

今回の変更は、利活用ニーズ等の変化を踏まえたものであり、おおむね適当と考えているところ

ただし、共済減収調査について、以下の確認が必要

- 本調査結果の公表内容・公表時期・利活用方法
- 調査中止に伴う行政機関における結果利活用上の支障
- 調査中止に伴う一般の統計利用者への影響等